

判定対象（基準適合義務の対象となる特定建築行為）（令和3年4月1日から）

- ① 特定建築物（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上）の新築
- ② 特定建築物の増改築（増改築する部分のうち非住宅部分の床面積が300㎡以上のものに限る。）
- ③ 増築後に特定建築物となる増築（増築する部分のうち非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のものに限る。）

※ 平成29年4月1日時点で現に存する建築物の増改築については、「非住宅に係る増改築部分の床面積の合計」が「増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）に係る延べ面積」の2分の1以下の場合は、当分の間、基準適合義務の対象ではなく、届出義務の対象になります。